

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度一般会計決算書における社会保障関連経費への充当状況は次のとおりである。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源分) 決算額 106,163 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,424,499 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	老人福祉事業	45,991	0	1,122	10,544	5,853	28,472
	障害者福祉事業	458,680	212,289	109,354	0	23,365	113,672
	児童福祉事業	498,602	275,037	102,170	3,744	20,060	97,591
社会保険	介護保険事業	131,921	5,250	2,625	3,473	20,558	100,015
	国民健康保険事業	80,699	10,103	34,024		6,236	30,336
	後期高齢者医療事業	170,784		24,867		24,880	121,037
保健衛生	母子保健事業	11,539	2,266	20	4,650	785	3,818
	救急医療対策事業	844	0	0	0	144	700
	予防対策事業	16,147	0	0	0	2,753	13,394
	検診事業	9,292	58	266	0	1,529	7,439
合 計		1,424,499	505,003	274,448	22,411	106,163	516,474

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和5年度決算額 188,604 千円の内数です。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。